経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、五一九人	
資源エネルギー庁	四八八人	
特許庁	二、八三七人	
中小企業庁	二〇五人	
合計	八、〇四九人	

附　則

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十六年九月三十日までの間	四、六一四人
特許庁	平成二十六年九月三十日までの間	二、八四三人

○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九人」を「八人」に改め、同条第三項第一号中「及び施設管理官」を削る。

第十一条の二中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　第五項に規定するもののほか、運輸安全調査官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席運輸安全調査官とする。

8　次席運輸安全調査官は、運輸安全調査官の所掌に属する事務の統括に関し、首席運輸安全調査官を補佐する。

第十二条の見出し及び同条第一項中「営繕積算システム官」の下に「、営繕積算高度化対策官」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項中「事務」の下に「（営繕積算高度化対策官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

8　営繕積算高度化対策官は、命を受けて、営繕工事に係る積算に関する事務のうち、積算技術の高度化に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第十七条第二項第二号中「観光立国推進基本法」を「交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）第十四条の規定による交通の動向及び施策に関する年次報告、観光立国推進基本法」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「海外プロジェクト推進企画官」を「海外プロジェクト推進企画調整官」に改める。

第二十七条（見出しを含む。）中「建設統計室」を「建設経済統計調査室」に、「交通統計室」を「交通経済統計調査室」に改める。

第二十九条から第三十五条までを次のように改める。

第二十九条　総合政策局に、社会資本整備戦略推進官一人を置く。

2　社会資本整備戦略推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに推進に係るものを助ける。

第三十条から第三十五条まで　削除

第四十一条の次に次の一条を加える。

（調整官）

第四十一条の二　国土政策局に、調整官一人を置く。

2　調整官は、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

第七十四条の見出し及び同条第一項中「企画官」の下に「、住宅企画調整官」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　住宅企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要な専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十六条の見出し中「企画室」の下に「並びにバス高速輸送システム推進官」を加え、同条第一項中「企画室」の下に「並びにバス高速輸送システム推進官」を、「財務企画調整官」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項第一号中「他課」の下に「及びバス高速輸送システム推進官」を加え、同項第七号及び第八号中「こと」の下に「（バス高速輸送システム推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　バス高速輸送システム推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　バス高速輸送システムの導入の推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究のうちバス高速輸送システムに係るものに関すること。

三　自動車の発着及び駐車の施設のうちバス高速輸送システムに係るものに関すること。

第八十七条の見出し中「自動車安全監査官」の下に「、訟務官」を加え、同条第一項中「自動車安全監査官」の下に「並びに訟務官」を「被害者保護企画調整官」の下に「それぞれ」を加え、同条第四項中「事務」の下に「（訟務官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12　訟務官は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する訴訟に関する事務をつかさどる。

第九十一条の見出しを「（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びにバス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）」に改め、同条第一項中「旅客運送適正化推進室及び新輸送サービス対策室並びに地域交通政策企画調整官」を「地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びにバス事業活性化調整官」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地域交通室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　自家用有償旅客運送に関すること。

3　地域交通室に、室長を置く。

第九十一条第六項を次のように改める。

6　バス事業活性化調整官は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の活性化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第九十五条第十七項中「第十七項」を「第十五項」に改める。

第百三条の見出し中「船舶検査官」の下に「及び船級協会業務調整官」を加え、第一項中「四人」の下に「及び船級協会業務調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

9　船級協会業務調整官は、船級協会に関する事務（船舶検査官の所掌に属するものを除く。）の調整に関する事務をつかさどる。

第百十二条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「クルーズ振興官及び」を加え、同条第二項中「連絡調整に関する事務」の下に「（クルーズ振興官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「関する事務」の下に「（クルーズ振興官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　クルーズ振興官は、命を受けて、産業港湾課の所掌事務に係るクルーズの振興に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。